

理事会だより

京王富士スバル高原別荘地
第二次管理組合
理事長 阿部 洋己

組合員の皆様

第108回定例理事会を平成19年3月16日に開催しましたので、審議内容の概要について下記の通りご報告いたします。

皆様方には別荘地の運営状況を少しでもよくお知りいただき、建設的なご意見をお寄せいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

概要

1. 平成18年度決算見通しについて

一般会計については、収支とも概ね順調に推移しており、剰余金については予算を上回る見通しです。

一方、基金会計については、収入として、積立基金の入金分約300万円（7件分）と昨秋購入いたしました東京都公債の利息分112万円を、また、支出として、今年度実施いたしました水道管漏水調査及び補修費、テニスコート改修費の計746万円をそれぞれ計上予定です。

2. 平成19年度予算案について

一般会計、基金会計ともに、平成18年度予算及び決算実績をベースとした予算組みとする方針を確認のうえ、次回理事会において内容を確定することとしました。

3. ゴミ問題の取組みと推進について

当管理組合が近隣別荘地の管理組合に呼び掛けて、各地区共通のゴミ収集問題解決のため、昨年11月16日付で鳴沢村長宛に「陳情・質問書」を提出いたしました。（前回理事会だよりをご参照ください。）

この度、本年2月28日付で別紙のとおりのお返事ができましたので、今回の理事会において討議の結果、つぎの方向で推進することになりました。

（1）回答の検証（評価）

- ①「村に住民登録のある家庭を対象として生ゴミ収集を実施・検討する」ことが提示されたことは、今まで村が直接関与してこなかっただけに影響は小さいものの、一歩前進であり一定の評価はできる。
- ②村のゴミ処理の助成金拡大は、管理組合へ直接的に行われるものではなく、回収業者へ支払われるもので、処分場（富士宮市）が村にないためにわざわざ遠方まで運搬するための打開策に過ぎず、要望内容とは相当乖離がうると言える。

（2）今後の対応（解決策）

- ①回答書を踏まえ、具体的かつ迅速に実現出来るよう、各管理組合が協力して村との折衝を継続してゆく。
- ②必要によっては、再度、村議会に請願書等を提出。

4. 多目的広場の新設について

老朽化に伴い、現在使用を中止しているテニスコート2面（No.3・No.4）については、以下のとおり部分改修を行い、4月下旬（予定）より、新たに『多目的広場』として無料開放することとなりましたので、別荘地にお越しの際はご自由にご利用ください。

（多目的広場内での飲食はご遠慮ください。）

【改修内容】

- 既設ネットポスト等の撤去。
- バasketゴールの新設。
- 隣接テニスコートとの間仕切りとして、防護ネット（可動式）の設置

5. インターネットの開設について

4月29日より、管理事務所へADSL40Mに接続された『無線LANアクセスポイント』を設置しますので、無線LANカード付きのノートパソコンをお持ちの方は、センターサロンにてご利用下さい。

また、パソコンをお持ちでない方のために、無線LAN内臓のノートパソコンを用意しました。管理事務所にて貸し出しますので、利用を希望の際はお申し出下さい。

（なお、無線LANアクセスポイントには暗号化などの設定はしてありません。管理組合ではアクセスポイント利用あるいは貸し出したノートパソコンにより発生した損害には責任を負うことはできませんので、利用者の責任でご利用願います。）

6. イベントについて

平成19年度のイベント第一弾として、ゴールデンウィーク期間中、恒例の『ミニコンサート』を開催する予定です。詳しくは、別紙チラシをご覧ください。

7. 管理費の滞納状況について

管理会社より、平成19年2月末日現在の管理費の滞納状況について報告があり、とくに過年度にわたり未納となっている所有者に対しては、回収に向けて更に督促を強化してゆく方針を確認しました。

なお、土地・建物管理費及び土地管理費は当別荘地の資産価値を維持してゆく上で必要不可欠なものであり、管理規約第21条により、所有者の支払い義務が定められておりますので、未だ入金がお済でない方は、早急にお支払いください。

- 管理費のお支払いに際しては、便利な口座振替をご利用ください。（銀行振込の場合、振込手数料がご本人負担となります）

- 詳細については管理会社までお問い合わせください。

〔管理会社：東急コミュニティー 担当／甘利 TEL03-5717-1516〕

以上